# 七ヶ宿町の給与・定員管理等について

#### 1 総括

#### (1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人 件 費	人件費率	(参考)
	(24年度末)	A		В	B/A	23年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
24	1,643	2,730,551	91,444	468,350	17.2	20.6

# (2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

ſ	区 分	職員数	給	与	費	
		A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
	年度	人	千円	千円	千円	千円
	24	47	165,039	31,878	64,703	261,620

(参考)一人当たり	(参考)類似団体均
給与費 B/A	一人当たり給与費
千円	千円
5,566	5,466

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
  - 2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。

#### (3) 特記事項

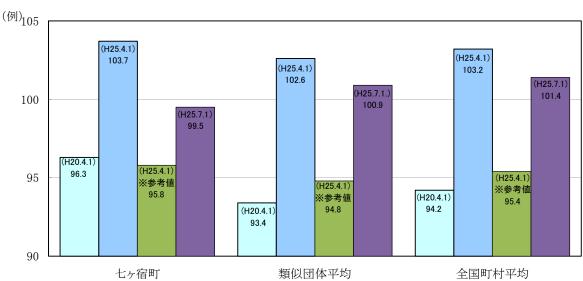
(給与減額の状況)

(74 3 100 100 100 100 100 100 100 100 100 1					
減額措置の取組	減額実施期間				
職員の給料月額を一律2.3%減額(医療職除く)	平成25年7月1日から平成26年3月31日まで				
	減額措置の内容				
(給料) ラスパイレス指数:H25.4.1 103.7 参考値	95.8 減額時点(H25.7.1) 99.5				
(手当) 管理職手当を一律10%減額(実施期間:平原	<b>艾25年7月1日から平成26年3月31日まで)</b>				

#### (その他)

町長、副町長および教育長の給料月額は、条例により平成26年9月23日まで、それぞれ30%、20%、15%減額している。なお、平成25年4月1日現在、副町長は不在である。

# (4) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。
  - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
  - 3「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

# 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (25年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(国比較ベース)
七ヶ宿町	41.4 歳	308,767 円	371,086 円	354,464 円
宮城県	42.2 歳	330,168 円	408,615 円	365,997 円
国	43.1 歳	307,220(332,446) 円	- 円	376,257(405,463) 円
類似団体	41.9 歳	306,972 円	345,188 円	336,473 円

#### ②技能労務職

				公 務 員	Į		民 間		参考		
区	分	平均年齡	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齡	平均給与月額 (B)	A/B	
七ヶ	宿町	41.8 歳	1 人	* 円	* 円	* 円					
うち運	転手	41.8 歳	1 人	* 円	* 円		自家用乗用自動車 運転者	52.6 歳	250,600 円	*	
宮坎	成県	50.2 歳	220 人	333,362 円	377,389 円	366,794 円					
[	E	49.9 歳	3,272 人	272,119 (286,850) 円	- 円	309,534 (325,400) 円					
類似	団体	49.1 歳	2 人	288,775 円	310,581 円	304,220 円					

	分	参考						
区分		年収べー	- ス ( 試 算 値	)の比較				
		公務員 (C)	民間 (D)	C/D				
七ヶ宿町								
うち運転手		* 円	3,364,300 円	*				

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22~24年の3ヶ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- ※ 技能労務職については、3人未満のためアスタリスク、「\*」で表示している。
  - (注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
    - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
      - また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間害勤務手当等を除いたもの)で算出している。
    - 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

# (2) 職員の初任給の状況 (25年4月1日現在)

区	分	七ヶ宿町	宮 城 県	国								
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	178,800 円	163,987 (172,200) 円								
	高 校 卒	140,100 円	144,500 円	133,418 (140,100) 円								
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	141,900 円									
	中 学 卒	121,600 円	125,400 円									

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

#### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (25年4月1日現在)

区		3	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大	学卒		_	*	_	_	
	高	校	卒	ı	331,200 362,500		385,300	
技能労務職	高	校	卒	_	_	_	_	
	中	学	卒	_	_	_	_	

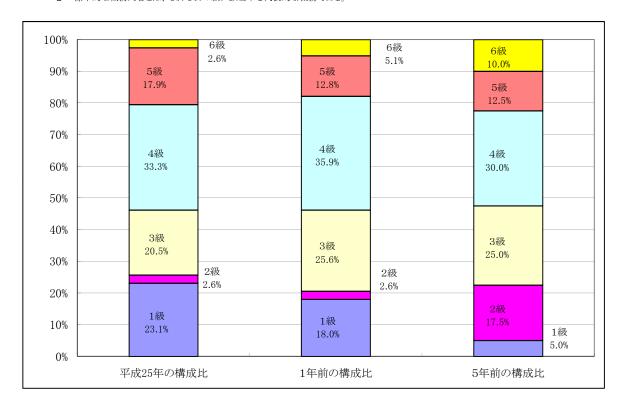
※ 3人未満は「\*」で、該当者がない場合は「一」で表示している。

# 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況 (25年4月1日現在)

区	分	標 準 的 な 職 務 内 容	職員数	構成比
1	級	主事、技師	9	% 23.1
2	級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務又 はこれと同程度のもの(主事、技師)	人 1	2.6
3	級	係長、課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと 同程度のもの(係長、主査)	8	20.5
4	級	困難な業務を処理する課の課長補佐の職務又は職務の複雑、困 難及び責任の度がこれと同程度のもの(課長補佐、主幹)	人 13	33.3
5	級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のも の(課長、事務局長、次長)	人 7	% 17.9
6	級	総務課長など重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、 困難及び責任の度がこれと同程度のもの(課長、室長)	人 1	2.6

- (注) 1 七ヶ宿町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
  - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



# (2) 昇給への勤務成績の反映状況

所属長の1年間の勤務実績の評価により、昇給区分を決定している。

# 4 職員の手当の状況

#### (1) 期末手当・勤勉手当

七	ケ	宿 町		宮	城	県			国		
1人当たり平均		· ·		- 1人当たり平均							
		1,394	千円	,		1,658	千円				
(24年度支給管	割合)			(24年度支給書	割合)			(24年度支給	割合)		
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60	月分	1.35	月分	2.60	月分	1.35	月分	2.60	月分	1.35	月分
(1.45)	月分	(0.65)	月分	(1.45)	月分	(0.65)	月分	(1.45)	月分	(0.65)	月分
(加算措置)	の状況)			(加算措置の	の状況)			(加算措置)	の状況)		
職制上の段階	、職務の	級等による加	算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
•役職加算	5~15	%		・役職加算 5~20%				·役職加算 5~20%			
				•管理職加	算 15~	25%		·管理職加算 10~25%			

<sup>(</sup>注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

# 【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

所属長の半年間の勤務実績の評価を参考に町長が成績率を決定している。

# (2) 退職手当 (25年4月1日現在)

t	ケ	宿		町		国			
(支給率)		自己都包	合	勧奨・2	定年	支給率) 自己都	『合	勧奨・気	定年
勤続20年		23.03	月分	28.7875	月分	続 2 0 年 23.03	月分	28.7875	月分
勤 続 2 5 年		32.83	月分	38.955	月分	i 続 2 5 年 32.83	月分	38.955	月分
勤 続 3 5 年		46.55	月分	55.86	月分	続 3 5 年 46.55	月分	55.86	月分
最高限度額		55.86	月分	55.86	月分	高限度額 55.86	月分	55.86	月分
その他の加算措置		定年前早期	退職特	寺例措置		の他の加算措置 定年前早	期退職	特例措置	
(退職時特別昇給 な	:	)				(2%~20%)	加算)		
1人当たり平均支給額		*	千円	*	千円				

<sup>(</sup>注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。 七ヶ宿町の勧奨・定年退職については、3人未満のため「\*」で表示している。

# (3) 地域手当 定めなし

#### (4) 特殊勤務手当 (25年4月1日現在)

	0 1 4/1 1 H 2017						
支給実績(24年度決算	i)	2,400 千円					
支給職員1人当たり平均	支給年額 (24年度決算)	2,400,000 円					
職員全体に占める手当支	反給職員の割合				20.0 %		
手当の種類 (手当数)					5		
手当の名称	主な支給対象職員	業務	支給実績(24	年度決算)	左記職員に対する支給単価		
防疫作業従事職員の特殊勤 務手当	防疫作業従事職員	感染症の患者又は愿いのある患者の救護		_	千円	作業1日につき300円	
レントゲン手当	レントゲン撮影業務従事職員	レントゲン撮影の業務	务に従事	_	千円	勤務1月につき3,000円	
外科手術手当	診療所に勤務する医師	外科手術の業務に従	<b></b>	_	千円	勤務1月につき5,000円	
往診手当	診療所に勤務する医師	正規の時間外の往該 従事	<b>参の業務に</b>	_	千円	健康保険法に規定する往診 料+診療行為1件につき500 円	
研究手当	診療所に勤務する医師	研究業務に従事する	5職員		2,400 千円	勤務1月につき200,000円の範 囲内	

# (5) 時間外勤務手当

(6) "1 45  9000 1 =		
支給実績(24年度決算)	8,933	千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	298	千円
支給実績(23年度決算)	7,912	千円
職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)	255	千円

# (6) その他の手当 (25年4月1日現在)

(9) (1)	于3(20年4月1日先任)				
手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支 給 実 績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平 均 支 給 年 額 (24 年 度 決 算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族1人に つき6,500円(職員に配偶者がい ない場合は、そのうち1人について 11,000円) 3 扶養親族である子のうち,満15 歳に達する日後の最初の4月1日 から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1 人につき5,000円加算	同じ		7,259 千円	268,856 円
住居手当	1.借家、貸間を借受け居住している職員 •23,000円以下の家賃を支払っている職員家賃-12,000円 •23,000円を超える家賃を支払っている職員(家賃-23,000円)× 1/2+11,000円 ※27,000円を支給限度とする。	同じ		1,236 千円	176,571 円
通勤手当	1.交通機関等の利用 ・支給限度額55,000 ・定期券使用が最も経済的・合理 的である区間については、支給単 位期間に対応する通用期間の定 期券の価額とし、それ以外の区間 については回数乗車券等による 通勤21回分の運賃等の額 2.自動車等の使用者 通勤距離が片道2km以3,500円~ 12,450円	一部異	自動車等の使用者 距離区分・額の異 国の場合、使用距離により2,000円~ 24,500円	2,905 千円	100,184 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 のうち、規則で指定するものに支 給 (49,600円、51,900円)	同じ		3,797 千円	542,400 円
休日勤務手当	休日(祝日・年末年始)において 正規の勤務時間に勤務することを 命ぜられ勤務した職員に支給	同じ		千円	円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤 務することを命ぜられ勤務した職 員に支給	同じ		千円	円
宿日直手当	日直勤務を命ぜられ勤務した職 員に支給 日直勤務1回 1,000円 宿直勤務1回 4,200円	一部異	国は1回4,200円	213 千円	8,520 円
管理職特別手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要等により 週休日又は休日等に勤務した場 合に支給	同じ		千円	円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)に支給地に在勤する職員に対して支給			2,804 千円	75,784 円

<sup>(</sup>注)一般行政職(税務部門除く)。管理職手当は、定額制。

# 5 特別職の報酬等の状況 (25年4月1日現在)

	区	分給		料		月		額	等		
								(参考) 類似	団体におけ	る最高 / 最低額	Į.
	町		長	581,700円	(30%減)	円		787,000	円 /	495,000	円
給料				( 831	,000	円	)				
	副	町	長	522,000円	(13%減)	円		647,000	円 /	421,500	円
				( 600	,000	円	)				
	議		長	260,0	00	円		310,000	円 /	171,100	円
				(		円	)				
報酬	副	議	長	219,0	00	円		251,000	円 /	119,000	円
TKE/II				(		円	)				
	議		員	212,0	00	円		230,000	円 /	100,000	円
				(		円	)				
	町		長	(24年度支持	給割合)						
期末	副	町	長		2.95	月分					
手当	議		長	(24年度支持	給割合)						
	副	議	長		3.20	月分					
	議		員								
				(算定方				の手当額)		(支給時期)	
退職	町		長	581,700×在職月数				285,504円		任期毎	
手当	副	町	長	522,000×在職月娄	女×0.26		6,5	14,560円		任期毎	
	備		考								

<sup>(</sup>注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

# 6 職員数の状況

#### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

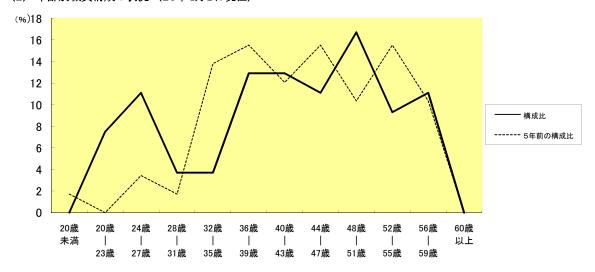
_		区	分	職	員 数	対	前	年	主 な 増 減 理 由
部	門			平成24年	平成25年	増	減	数	
	_	議	会	2	2			0	
普		総	務	14	13			$\triangle 1$	配置換えによる減
	般	税	務	4	4			0	
通		民	生	7	6			$\triangle 1$	配置換えによる減
进	行	衛	生	3	3			0	
		農林	水産	5	5			0	
会	政	商	工	3	3			0	
		土	木	2	2			0	
計	部	Ē	H	40	38			$\triangle 2$	-
н									人口1万人当たり職員数 231.28 人
	門								(類似団体の人口1万人当たりの職員数 169.79 人 )
部	教	育 部	門	5	6			1	配置換えによる贈
門	小		計	45	44			$\triangle 1$	
									人口1万人当たり職員数 267.80 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 204.38 人 )
	病	:	院	5	6			1	(類似団体の人口1万人当たりの職員数 204.38 人 ) 配置換えによる贈
会公	ッド: 水		道	1	1			0	
計営	不下		道	-				-	
企	'		. —	1	1			0	
部業	そ		他	2	2			0	
門等	小		計	9	10			$\triangle 1$	
			<b>=</b> 1						
合			計	54	54			0	) <参考>
				[ 74]	[ 74 ]	ſ	(	) ]	く参考 > 人口1万人当たり職員数 328.67 人
				トフでは日光でよっ	[ 14 ]	Ļ	,	, )	ハロエルハコ/Cソ帆兵数 020.01 八

<sup>(</sup>注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

<sup>2</sup> 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

<sup>2 [ ]</sup>内は、条例定数の合計である。

# (2) 年齢別職員構成の状況 (25年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区分		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
IDM 日 米4	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	0	4	6	2	2	7	7	6	9	5	6	0	54

# (3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年 度 部門別	20年	21年	22年	23年	24年	25年		5年間 咸数(率)
一般行政	42	41	41	40	40	38	$\triangle$ 4	(△9.5%)
教育	7	7	8	7	6	6	△ 1	(△14.3%)
消防							0	(0%)
普通会計計	49	48	49	47	46	44	$\triangle$ 5	(△10.2%)
公営企業等会計計	10	10	8	9	9	10	0	0
総合計	59	58	57	56	55	54	$\triangle$ 5	(△8.5%)

<sup>(</sup>注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

# 7 公営企業職員の状況 ※ 公営企業の適用なし